

# FAQ 健診についてよくあるお問い合わせ

生活習慣病予防健診・特定健診に関して、よくいただくご質問のうち、特にお知らせしたい事項3つをご紹介します。

## その1 健診は、年度内1回に限り、協会けんぽが費用補助をします。

協会けんぽからの費用補助は、被保険者（生活習慣病予防健診）・被扶養者（特定健診）とも、**当該年度内（4月から翌年3月）に1回限りです。**当該年度内の2回目の健診については、全額自己負担になります。

## その2 被保険者の健診（生活習慣病予防健診）は、35歳以上（ご本人） 被扶養者の健診（特定健診）は、40歳以上が対象です。（ご家族）

**被保険者の健診（生活習慣病予防健診）** 35歳未満の場合、協会けんぽからの費用補助の対象外です。35歳未満の被保険者が若年層健診等を受ける場合は、健診機関にご相談ください。  
\*子宮頸がん検診のみ、20歳から38歳までの偶数年齢の被保険者にも費用補助があります。

**被扶養者の健診（特定健診）** 40歳未満の場合、協会けんぽからの費用補助の対象外です。全額自己負担で健診を受ける場合は、健診機関にご相談ください。

年度内に75歳に到達される被保険者・被扶養者が、健診を受ける場合は、**誕生日の前日までに受診が必要です。**

## その3 被保険者の健診（生活習慣病予防健診）は、令和2年4月1日 受診分より協会けんぽへの申し込みは不要です！

従来は、生活習慣病予防健診を受診するには、協会けんぽへの申し込みが必要でしたが、令和2年4月1日から、協会けんぽへの申し込みを廃止します。健診実施機関に対して予約するだけで健診を受診できます。

健診実施機関へのご予約時は、健康保険証の記号・番号、保険者番号、生年月日、健診受診希望日、健診の種類をお伝えいただく必要があります。

## 「住所変更届」提出のお願い

「受診券」は毎年度の4月にご自宅へお送りします

**被扶養者の健診（特定健診）** 特定健診を受ける際に必要な「受診券」は、被保険者（加入者ご本人）の住所宛にお送りします。

被保険者の住所に変更があった場合には、事業所を通じて管轄の年金事務所へ「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」の提出をお願いします。

**協会けんぽ以外の健康保険の方は、加入されている健康保険組合等にお問い合わせください。**

## 事業者健診結果データ（40歳から74歳の方）を提供いただくことで**特定保健指導が無料**でご利用いただけます。

協会けんぽでは、加入者ご本人（被保険者）を対象に生活習慣病予防健診を行っており、その結果に応じて、協会けんぽの保健師等による無料の特定保健指導も行っています。協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用されていなくても、労働安全衛生法に基づく事業者健診（定期健康診断）結果データを協会けんぽへ提供いただくことで、**特定保健指導を無料**でご利用いただくことができます。

### 専門職（保健師・管理栄養士）による特定保健指導

国の法令に準じて、専門職による個別面接を実施します。生活習慣病のリスクが高い方へ、初回面接（個別もしくはグループ）を行い、その後3ヶ月以上にわたり、メール・電話・手紙による支援を行います。一人一人の生活習慣をお聞きし、改善に向けた適切なアドバイスを行います。

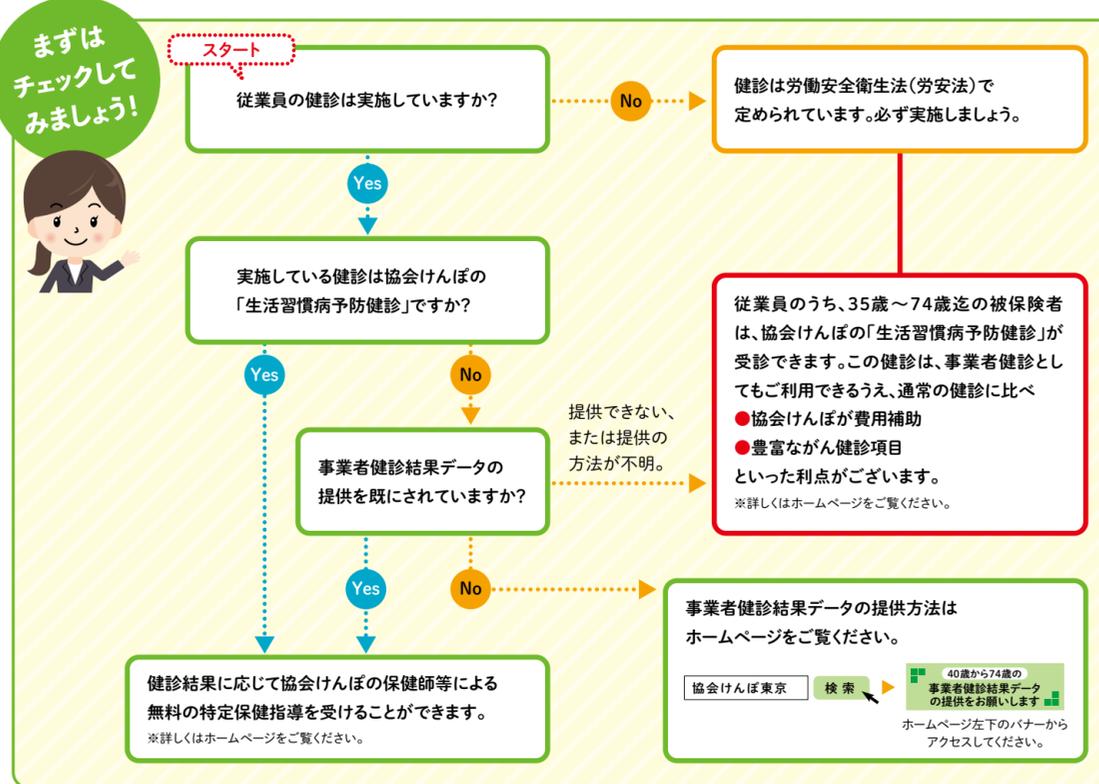
※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

### 事業者健診とは？データ提供の対象者は？

労働安全衛生法に基づいて、会社が従業員に行う定期健康診断のことです。データを提供していただきたい方は、40歳から74歳の協会けんぽの加入者で、事業者健診を受診された方が対象です。  
※協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診された方は対象外となります。

### 健診結果の提供に個人情報保護法の問題はないの？

事業者健診結果データを協会けんぽへ提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律第27条」で義務付けられており、事業主の皆さまが責任を問われることはありません。



お問い合わせ先

全国健康保険協会 東京支部  
協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2  
中野セントラルパークサウス7階  
電話: 03-6853-6111  
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/

協会けんぽ東京 検索

2020.4



協会けんぽ東京支部ご加入の経営者の皆さまへ

# 「健康企業宣言<sup>®</sup>」をはじめましょう！

### 健康企業宣言<sup>®</sup>とは？

企業全体で社員の健康づくりに取組むことを宣言することです。一定の成果をあげた場合は「健康優良企業」として認定されます。認定後は、企業イメージの向上や求人などで「健康優良企業」としてアピールすることができ、その他特典も受けることができます。また、「健康企業宣言<sup>®</sup>」の取組みを協会けんぽがサポートします。

※健康企業宣言<sup>®</sup>は、全国健康保険協会の登録商標です。

### 特典

#### みずほ健康アシスト

(東京都中小企業制度融資「政策特別」みずほ銀行[経営基盤強化])

「健康企業宣言<sup>®</sup>」にエントリーした事業所に対し、東京都中小企業制度融資「政策特別」を活用した資金調達の支援や外部専門機関による健康課題解決のサポートが受けられます。

※ご利用にはみずほ銀行および東京信用保証協会による審査があります。  
※10月以降、一部内容が変更になることがあります。

#### 健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度 (東京信用保証協会)

「健康企業宣言<sup>®</sup>」にエントリーした事業所に対し、信用保証料率の優遇が受けられます。

※ご利用には東京信用保証協会による審査があります。

全国健康保険協会 東京支部  
協会けんぽ

# 「健康企業宣言」から健康優良企業認定までの流れ

STEP 1

スタート

1 課題の確認

健康企業宣言®  
STEP 1  
チェックシート

2 お申し込み

健康企業宣言®  
STEP 1  
お申し込み

3 チャレンジ

健康企業宣言®  
取組み・実践  
※宣言後6ヶ月以上の  
取組みが必要です。

4 振り返り

取組みの振り返り  
(実施結果レポート  
確認書類)

5

協会けんぽ東京支部による認定

「健康優良企業」  
銀の認定証

銀の認定企業なら  
こちらあわせて  
申請できます  
経済産業省  
健康経営優良法人  
(中小規模法人)

STEP1では、健康経営を行うために職場の健康づくりに取り組む環境を整えます。健康企業宣言®の取組み内容をクリアすると、協会けんぽ東京支部より健康優良企業として「銀の認定証」を贈呈します。また、認定された企業は銀のロゴマークが付与されます。

ステップアップ

STEP 2

1 課題の確認

健康企業宣言®  
STEP 2  
チェックシート

2 お申し込み

健康企業宣言®  
STEP 2  
お申し込み

3 チャレンジ

健康企業宣言®  
取組み・実践  
※宣言後6ヶ月以上の  
取組みが必要です。

4 振り返り

取組みの振り返り  
(実施結果レポート  
確認書類)

5

健康企業宣言  
東京推進協議会による認定

「健康優良企業」  
金の認定証

STEP2では、職場の健康経営・健康づくりをさらに進め、安全衛生にも取り組みます。健康企業宣言®の取組み内容をクリアすると、健康企業宣言東京推進協議会より健康優良企業として「金の認定証」を贈呈します。また、認定された企業は金のロゴマークが付与されます。

既存の枠組みを超えた連携で健康づくりの取組みをサポート

## 健康企業宣言 東京推進協議会

健康企業宣言東京推進協議会とは

東京都内の中小企業による健康経営、健康づくりの取組みを支援・普及・促進することを目的とした、協会けんぽ東京支部や東京都などの自治体、東京都商工会連合会などの経済団体等の関係団体による協議会です。



全国健康保険協会 東京支部  
協会けんぽ

# 健診をまだ受けていないあなたへ

**なぜメタボだと危険なの?**  
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)とは、内臓脂肪の蓄積による肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常などの動脈硬化の危険因子を2つ以上持っている状態をいいます。メタボを放置しておくと動脈硬化が急速に進行し、心臓病や脳卒中などの生活習慣病を引き起こすリスクが高まります。メタボを予防するためにも、年に一度の健診を忘れずに受けましょう。

協会けんぽでは、被保険者(加入者ご本人)に生活習慣病予防健診を、被扶養者(加入者ご家族)に特定健診をご用意しています。今年度の健診は、もう受けられたでしょうか?  
生活習慣病と呼ばれる心疾患や脳血管疾患、がんなどの怖いところは、初期の段階では自覚症状がほとんどないことです。自覚症状が現れる頃には、病状が進行してしまっているケースも少なくありません。  
病気の予防や早期発見のためには先手必勝!年に一度は健診を受けて、自分の身体をチェックしましょう。

協会けんぽの健診	対象者	35歳から74歳の被保険者	40歳から74歳の被扶養者
	健診内容	<b>生活習慣病予防健診</b> 一般健診、付加健診、乳がん・子宮頸がん検診など がんや糖尿病など、主に生活習慣によって引き起こされるさまざまな病気の予防のための検査を行います。検査項目は、特定健診や企業の定期健康診断(事業者健診)の検査項目を含んだ総合的な内容となっています。単独で受診できる子宮頸がん検診は、20歳から38歳までの偶数年齢の女性の被保険者が対象です。	<b>特定健診</b> 身体計測などの基本的な健診、心電図検査などの医師の判断により実施する詳細な健診 メタボリックシンドロームのリスクに着目した健診です。受診する際は、「受診券」が必要です。4月に被保険者のご自宅宛てにお送りした「受診券」がお手元がない場合、協会けんぽ東京支部にお問い合わせください。
がん検診	胃がん・肺がん・大腸がん検診が含まれています。乳がん・子宮頸がん検診は、年齢により受けられます。	特定健診とは別に、各区市町村で実施しています。詳しくは住所地の区市町村へおたずねください。	

健診を受けた後は、特定保健指導は、将来、生活習慣病の発症リスクが高くなると考えられる方に対して行われる、3ヶ月以上の健康づくりサポートです。特定保健指導の対象者は、内臓脂肪の蓄積の程度と心疾患などのリスク要因(高血圧、高血糖、脂質異常)の数および喫煙習慣の有無から判定します。

お申し込み 郵送  
〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2  
中野セントラルパークサウス7階  
全国健康保険協会 東京支部 保健グループ

お問い合わせ 電話  
03-6853-6111  
受付時間 9:00~17:00  
(土曜・日曜・祝日と年末年始を除きます)